

長野県住生活基本計画（素案）に対する市町村からの意見と県の考え方

資料 2 - 1

平成28年10月20日

建設部建築住宅課

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	市町村からの意見等	県の考え方（対応等）
1	目次	-	-	第4章 施策の展開の下は項目ごとに1～5の付番がされているが、本文の項目には付番されていないため、統一した方がよい。	統一して付番するよう修正します。
2	第3章 2 基本的な視点	13	13	空き家について「状況に応じた適切な除却や建替えが求められています。」→「状況に応じた除却や改修等の適切な管理が求められています。」とした方がよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、「・空き家の放置による居住環境の悪化を防ぐため、適切な維持管理や、状況に応じた除却、改修等が求められています。」に修正します。
3	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	19	19	「県内では、5,358箇所の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び21,332箇所の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されており、合計数では全国2番目、土砂災害特別警戒区域の数では全国最多の指定となっています。」 →「県内では、26,690箇所の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されており、全国で2番目に多く、そのうち土砂災害特別警戒区域は21,332箇所で数では全国最多となっています。」 とした方がよいのではないかと。	ご意見のとおり修正します。
4	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	21	耐震診断補助金の利用者が少なく、制度の周知不足もあると思うので、積極的に支援するといった文言を入れてもらえればと思う。	制度周知を積極的に進めていく必要があるとの認識を踏まえ、現行計画と比べて「耐震対策への意識啓発と、耐震化の必要性について理解を深める取組」を進める旨を追加しています。
5	第4章 目標2 災害に強く快適で健康な住まいづくり	21	21	1(2)災害発生危険区域内の安全性の確保において、「危険住宅の除却や代替住宅の建設への補助等により移転を支援します。」とあるが、既存建築物への改修支援等についても検討いただきたい。	市町村の意向調査など、土砂災害対策改修（土砂災害に対して安全な構造とするもの）に対する支援の検討を進めてまいります。

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	市町村からの意見等	県の考え方（対応等）
6	第4章 目標3 誰もが 安心して暮らせ る住まいの提供	24	24	市町村営住宅との協働建替えについて、一般的な “共同”ではなく“協働”とする理由の説明が必要 ではないか。	ご意見を踏まえ、「老朽化など解決すべき課題を共 有する市町村営住宅との協働建替え」に修正しま す。
7	第4章 目標3 誰もが 安心して暮らせ る住まいの提供	24	24	「公営住宅等長寿命化計画」とは、「長野県県営住 宅プラン2016」のことか、それとも市町村の公営住 宅等長寿命化計画のことか。両計画を示すなら、 「長野県県営住宅プラン2016 及び市町村が策定する 公営住宅等長寿命化計画」となるのではないか。	「長野県県営住宅プラン2016 及び市町村公営住宅等 長寿命化計画」であることを明示しました。
8	第4章 目標3 誰もが 安心して暮らせ る住まいの提供	24	24	「県、市町村及び住宅供給公社の役割分担を踏まえ た公営住宅の供給・運営を進めます」と記載があ り、「県は広域的な需要に対応した公営住宅の運 営」、市町村は「地域の実情に応じた公営住宅の主 体的な運営」とされています。公営住宅への入居希 望者は、住宅困窮者であり、県営住宅・市営住宅等 の管理の区別は関係ありません。 県、市町村及び住宅供給公社がともに協力して、住 宅困窮者のために住宅供給を進めるべきではないで しょうか。	ご意見を踏まえ、「県、市町村及び住宅供給公社の 役割分担を踏まえつつ、住民の居住ニーズによりき め細やかに対応するため、連携して公営住宅の供 給・運営を進めます」に修正します。
9	第4章 目標3 誰もが 安心して暮らせ る住まいの提供	24	24	県と市町村の役割分担について、「県：広域的な需 要に対応した公営住宅」と「市町村：地域の実情に 応じた公営住宅」の違いがわかりにくい。 県住プランでは、「県営住宅は、市町村の公営住宅 施策を補完しながら、市町村域を越えた需給バラ ンスを踏まえた配置・整備や災害対応など広域的な 公営住宅の需給に対応することを基本とする。」と なっている。	ご意見を踏まえ、「県：市町村施策の補完と広域的 な需要に対応した公営住宅の運営」に修正します。
10	第4章 目標3 誰もが 安心して暮らせ る住まいの提供	24	25	「公営住宅等の入居希望者の利便を資するため、県 営住宅、市町村営住宅等の空き家情報の一元的な管 理体制の整備を進めます。」について、管理主体を 超えて連携していく体制づくり（公営住宅間の連携 等）を明確にすることが必要である。	ご意見を踏まえ、「管理主体の連携により、」を追 加します。

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	市町村からの意見等	県の考え方（対応等）
11	第4章 目標4 地域の 特性に応じた活 力あるまち・む らづくり	27	28	公営住宅団地内における生活支援施設の整備は、建替事業時に限らず整備を進めるとのことなのか。	建替事業に関わらず整備を促進するため、範囲を限定する記載をしていません。
12	第4章 目標4 地域の 特性に応じた活 力あるまち・む らづくり	28	28	「2 住まいの適正な維持管理と空き家対策」→「住まいの適切な維持管理…」とした方がよいのではないか。	ご意見のとおり修正します。
13	第4章 目標4 地域の 特性に応じた活 力あるまち・む らづくり	29	29	「コンパクトなまちづくり」は、「利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちづくり」の観点からの言及が必要ではないか。 国土交通省では、超少子高齢型人口減少社会に対応した持続可能な都市づくりとして、「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりを掲げている。 今後のまちづくりには、集約、集積だけでなく、「行きたいところへ、時間を気にせず行ける」公共交通の充実を図り、居住を誘導することも必要。	ご意見を踏まえ、「都市機能の集積・まちなか居住の促進によりコンパクトなまちづくりを促進し、中心市街地の活性化を図ります。」から「都市機能の集積・まちなか居住の推進と、地域公共交通との連携により、コンパクトなまちづくりを促進し、中心市街地の活性化を図ります。」に修正します。
14	第4章 施策の 展開	15～32	15～32	各目標に対する施策の展開として多岐に渡る項目が 列挙されているが、計画の実効性を一層高めるため、各施策の具体的な実施主体を示すことが良いのではないか（県民、事業者、県、市町村など）	この計画は、県民、民間事業者、関係機関等との連携のもと、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野県がめざす住宅や居住環境のあり方を示すものであり、第5章に記載のとおり、関係する各主体が適切な役割分担のもと、連携・協働して施策を推進することとしていることから、各項目については実施主体を限定せずに記載しています。
15	第5章 2 目標達成指 標	35	35	指標3-1 公営住宅の供給量 「平成28年度～平成32年度（10年間）」→「平成28年度～平成37年度」が正	ご指摘のとおり修正します。

No.	該当箇所	素案 ページ	案 ページ	市町村からの意見等	県の考え方（対応等）
16	第5章 2 目標達成指標	35	35	指標3-1 公営住宅の供給量 市町村営住宅 平成28年度～平成32年度（前半5年間） 4,000戸 平成28年度～平成37年度（10年間） 8,000戸 市町村計画との整合はどうか。	本計画に記載する公営住宅の供給量は、住生活基本法第17条第2項第5号により目標量として定めるべきもので、住宅確保要配慮者に対して必要な住宅供給をする観点から、今後5年間又は10年間に供給すべき延べ戸数（募集戸数）を設定するものです。 一方、県営住宅プラン2016における公営住宅供給目標戸数は、10年後の公営住宅必要戸数（管理戸数）を示しています。 県と市町村の供給目標量の割り振りは、長野県県営住宅プラン2016の策定協議における今後の公営住宅（県営及び市町村営）ストックの見込み戸数の割合から算出しています。
17	第5章 2 目標達成指標	35	35	指標3-1 公営住宅の供給量 5年間、10年間の募集戸数の合計を示していると思うが、本文では、入居者世帯数、管理戸数に関する記述があるものの、募集戸数については触れていない。そのため、指標の数字がわかりにくい。	
18	第5章 2 目標達成指標	35	35	指標3-1 公営住宅の供給量 ・県営住宅プラン2016における公営住宅供給目標戸数と今回目標値が異なっているが理由があるのか。（県営住宅プランでは入居可能戸数を年間の退去率から算定しているが本計画では住宅確保要配慮者世帯であり、わかりにくい。）又、県営と市町村営とは何を根拠に戸数を割り振ったのか。	
19	第5章 2 目標達成指標	35	35	指標3-2 最低居住面積水準未達成率 施策の展開の各番号に対応する指標が示されているが、目標3 施策の展開2「民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実」に対応する指標が“最低居住面積水準未達成率”であるとすれば違和感を感じる。	目標達成指標は、「施策の展開」ごとに設定しているものではなく、「目標」ごとに設定しています。（概要版「目標と施策体系」の体系図で示しているとおり）
20	第5章 2 目標達成指標	36	36	指標4-3 景観行政団体に移行した市町村の割合 26%（H27）→40%（H37） 景観法施行から12年が経過して26%に留まっている状況の中、40%までの推進が可能であるか。（市町村の意向が反映された目標値か。）	平成28年5月に実施した景観法活用状況調査により把握した市町村の現状を基に、今後10年間の取組みにより目指す目標として設定しています。 景観行政団体への移行にあたっては、各市町村の状況に応じた技術的支援等を行い、目標の達成に向けた取組を進めてまいります。